資料2

意匠制度の見直し項目

1.デザインによる国際展開の支援

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟に向けた対応

【現状の課題】

我が国企業がグローバルな経済活動を行う中、模倣被害を防止しつつ国際競争力を確保することが重要であり、近年では企業の出願行動の海外シフトが進んでいる。我が国として企業の海外での意匠権取得を支援する必要があるのではないか。

ヘーグ協定ジュネーブアクトの概念図

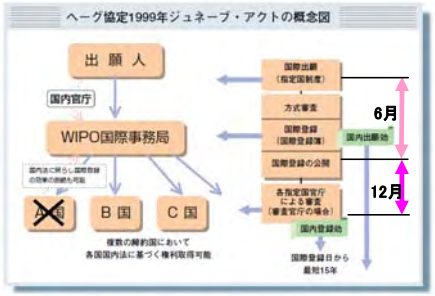

意匠の国際登録に関するヘーグ協定
加盟42か国・機関（2011年8月31日現在）

権利取得負担の軽減

・一つの手続、言語（英語、フランス語又はスペイン語のいずれか）、安価なコストで、多数国での権利取得が可能

無審査国における有効性の予見性向上

・ヘーグ協定に基づく国際登録は、国際事務局で一元管理
　→我が国の審査結果を英語で情報発信
　→無審査国における有効性の予見性向上

韓国が2012年の加盟を宣言。
米国でも、加盟に向けた動きあり。

【検討項目】

・以下の点を十分考慮し、ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟の是非について検討を行う。
　－ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する場合のメリット。
　－国内出願と国際出願の手続の違いや加盟に伴う国内法改正の影響。

3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大

【現状の問題点】

・電子計算機に表示される画像は現状保護対象外だが、近年、スマートフォン等においては、汎用OSが用いられる傾向が強く、電子計算機との違いがなくなりつつある。
・物品とは独立して創作・販売されるソフトウェア等の画像は保護対象外だが、スマートフォン等においては製品購入後にアプリケーションを追加するケースが増えている。
・諸外国においてはこれらの画面デザインについて広く意匠権の保護対象となっており、保護対象の格差がある。
・複数の物品に共通して用いられる画像について、物品ごとに出願・権利化する必要があり、手続負担・コスト負担が大きい。

複数の物品に共通して用いられる画像

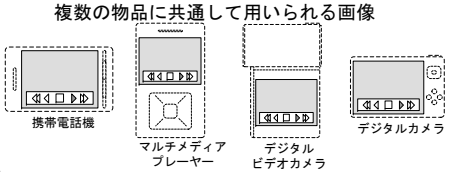

【対応済み項目】

・一意匠として認められる範囲の緩和により、動きにより奥行き感・立体感を表現した画面デザインの保護を拡充（平成23年8月）

【検討項目】

・画面デザインの物品との一体性要件緩和
・画面デザインの機能・操作要件の見直し
・その他（実施行為規定/みなし侵害規定/図面提出要件の見直し、複数物品指定の導入等）

中長期的検討が必要な課題　●画面デザイン以外の保護対象の拡大

2.デザイン保護における利便性の向上

図面提出要件の緩和及び多様化

【現状の問題点】

・我が国の厳格な図面提出要件は、中小企業やフリーランスデザイナー等にとって出願手続の負担が大きく、出願の障壁となっている。
・諸外国と図面の提出要件が異なり、複数の国に出願する際の手続負担となっている。
【国際登録DM/075643号】バンデージ
図面1.1　図面1.2 図面1.3 図面1.4

【対応済み項目】

・部分意匠についての図面提出要件の運用緩和（平成23年8月）

【検討項目】

・様式備考見直し（方式ではなく実体審査で判断）
・意匠の特定の考え方の変更の是非
・補正の許容範囲の検討
・出願フォーマット（3DCAD、動画ファイル等）

複数意匠一出願制度、複数物品指定制度の導入

【現状の問題点】

・複数意匠一出願が可能な諸外国に比べ出願人の手続、コスト負担が重い。
・同一形状の異なる物品（例えば「自動車」と「自動車おもちゃ」）や、異なる複数の物品に共通して用いられる画面デザインについて出願する際にも、物品毎に個別の出願をする必要があり、出願人のコスト負担が重い。

米国	中国	韓国	OHIM	ヘーグ
複数の実施態様を含めることが可能。 複数の物品の指定可能。	同一製品の類似する意匠を10意匠まで含めることが可能。	国際意匠分類の同一クラス内で100意匠まで含めることが可能。（2012年～予定）	国際意匠分類の同一クラス内であれば意匠数の上限なし（電子出願の場合は99意匠まで）。	国際意匠分類の同一クラス内で100意匠まで含めることが可能。

【検討項目】

・一出願への複数意匠の記載の容認
・複数物品指定の容認

中長期的検討が必要な課題

●簡易なデザイン保護制度の導入
　迅速で簡便なデザイン保護制度について、意匠審査の早期化や早期審査制度の活用による対応の限界、権利範囲の明確化の要望との兼ね合いに留意しつつ、導入の必要性を検討する。

3. デザインによるブランド構築の支援

新規性喪失の例外規定の見直し

【現状の問題点】

・一定期間内の証明書提出義務について、負担が大きい。
・後日の改良意匠が、公開された本意匠の実施品や外国意匠公報により新規性を喪失してしまう。
・欧米諸国に比し、猶予期間が短く（欧米では12月）、猶予期間の延長が求められている。

日本	米国	中国	韓国	OHIM
6月。 出願日より30日以内に証明書の提出が必要。	12月。 出願時の証明書の提出不要。	6月。 出願日より2月以内に証明書の提出が必要。	6月。 出願時の証明書の提出不要に。（2012年～予定）	12月。 出願時の証明書の提出不要。

【検討項目】

・新規性喪失の例外規定の適用期間の延長
・国内外公報を新規性喪失の例外の適用対象として認めることの検討
・新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出要件の見直し

中長期的検討が必要な課題

●ロングライフデザインの保護強化
　長期間意匠権によって保護されたデザインは商品ブランドを形成しており、そのブランドの保護強化のためのデザインの長期保護について検討する。

4. 明確かつ強い権利によるデザイン保護の実現

審査基準・運用の見直し

【現状の問題点】

・願書の記載及び願書に添付した図面からのみでは、意匠権の効力範囲を第三者が明確に理解しづらいとの指摘がある。
・模倣が単なるデッドコピーから巧みに特徴を模倣したものに変化しているため、意匠権の効力範囲を今まで以上に明確化する仕組みについて検討する必要がある。

【検討項目】

・意匠審査基準における類否判断基準の拡充
・案件毎の審査内容の情報（審査カルテ）の提供など審査運用の見直し

中長期的検討が必要な課題

●意匠権の効力範囲の明確化　●登録意匠の特徴点の明確化　●安定した意匠権の実現
　その他、各国で取り入れている制度や運用を分析して新たな意匠制度を検討する。